平成３０年（フ）第６号
静岡県御前崎市下朝比奈2474番地の１
債務者　ドリアエリザベスリカフサノこと　フサノ　ドリア　エリザベス　リカ
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成３０年（フ）第６号
北海道根室市花咲町２丁目３番地１
債務者　山﨑みな子
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１８３７号
さいたま市南区鹿手袋１丁目３番18号　メゾンド中浦和302号
債務者　大久保　一
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
埼玉県上尾市大字瓦葺1719番地７
債務者　澁谷ミヤレイ
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３１号
さいたま市南区辻４丁目19番18―302号
債務者　廣瀬　英樹
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
埼玉県入間市大字上藤沢681番地３　県住２―406
債務者　中森　明美
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６３号
埼玉県狭山市大字南入曽649番地の４
債務者　齋藤　貴之
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６７号
埼玉県狭山市大字北入曽854番地の10
債務者　鶴岡順一郎
１　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市上東309番地４　ガーデンヒルズ上東１―201
債務者　堀　　陽子
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
埼玉県川越市脇田本町４番地23（宮田荘102号室）
債務者　薄木　弘美（旧姓池）
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第５４号
埼玉県飯能市大字双柳１番地21　富士見団地４―206
債務者　雙木　美雪（旧姓神崎）
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第６５号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目３番地１
クローバーハイツⅡ　201
債務者　光下　晃司
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７８号
埼玉県川越市南大塚３丁目17番地３（ヴィントⅡ102号室）
債務者　戸澤　　浩
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７９号
埼玉県川越市南大塚３丁目17番地３（ヴィントⅡ102号室）
債務者　戸澤タカ子
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１７３号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地６棟301号
債務者　森坂　　希
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市玉島乙島1315番地
債務者　小幡　和子
１　決定年月日時　平成30年３月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目23番13号　グランコート産興202号、申立時の住所栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目14番地９　プラタナス・ミタＢ棟202
債務者　高橋　裕之
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係